

第141回 新潟市農業振興地域整備審議会 議事録

日時 平成26年8月7日(木)午前9時30分～

場所 白山会館 胡蝶の間

発言者	発言内容等
<p>中島 農業政策課長補佐</p>	<p>おはようございます。本日はお忙しいところ、またお暑い中ご参集いただきましてありがとうございます。定刻より早いですが、皆様お集まりでございますので、ただいまより、第141回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます新潟市農業政策課の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会は委員の任期満了に伴いまして、初めて開催する審議会でございます。なお委員14名の中、出席委員10名で過半数を超え審議会規則第5条第2項により会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>それでは、委員の皆様にも市長に代わり農林水産部長の松宮から委嘱状の交付をいたします。部長が皆様の所に参りましたら、ご起立をお願いいたします。</p> <p>【委嘱状交付】</p> <p>引き続き、開会にあたり松宮部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>松宮 農林水産部長</p>	<p>皆さん、おはようございます。改めまして農林水産部長の松宮でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆さんにおかれましてはご多忙のところ審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。開会にあたりましてひとつご挨拶申し上げます。</p> <p>さて、皆さんご承知のとおり、今農業を取り巻く状況というのは非常に大きく変わろうとしております。昨年はTPP交渉の参加、それから12月には、国の方から農林水産業・地域の活力創造プランというものが見込まれて、農政の改革という方針が見込まれているところでございます。</p> <p>こうした中、本市では加工用米などの支援を行うということで水田をフル活用していこうという取り組みと転作作物の生産振興を行っていかうと取り組んでいます。</p> <p>さらには、新規就農者など多様な担い手の育成にも取り組んで参りました。</p> <p>また、本市の農産物の魅力を国内外に発信し、新潟の可能性を最大限に引き出すように取り組んでいるところでございます。</p> <p>今年の6月にはご承知のとおり鳥屋野潟南部に食と花の交流センターをオープンさせまして、いくとびあ食花をグランドオープンさせたところでございます。また、南区にアグリパークをオープンさせまして、教育ファームの取り組み、農業の6次産業化の取り組みというものの拠点施設を整備しているところでございます。</p>

発言者	発言内容等
<p>松宮 農林水産部長</p>	<p>さらには、今年5月にはこれもご承知のとおり本市が国家戦略特区の指定を受けました。今後、本市が大規模農業の改革拠点ということで、農業の6次産業化や大規模化を推進しながら新潟市農業の可能性を最大限に引き出していきたいということで考えております。</p> <p>本日は今年度初めての農業振興地域整備審議会でございます。後ほど事務局の方から詳しい説明をさせていただきますけれども、本年度は新潟市の食料、農業、農村の基本計画であります、新潟市農業構想の改定の年にあたっております。この改定を行うために審議会の体制について、それからスケジュール等について説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、さきほど話をさせていただきました、国家戦略特区の概要と、本審議会との関わりなどについても説明をさせていただきたいと思っております。皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。</p>
<p>中島 農業政策課長補佐</p>	<p>それでは、議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきますと思います。</p> <p>【資料の確認】</p> <p>それでは、新委員では初めての審議会でございますので、私の方から各委員の皆様及び事務局を紹介させていただきます。</p> <p>【委員及び事務局の紹介】</p> <p>続いて、審議会の概要を事務局よりご説明いたします。</p>
<p>原 農業政策課長</p>	<p>おはようございます。事務局の原と申します。私の方から第1回目ということになりますので、審議会の概要について説明させていただきます。</p> <p>皆様のお手元に配布されました資料1をご覧くださいと思います。資料1の1枚目が概要になりまして、その前に本審議会の位置付けとしまして、2枚目をご覧くださいと思います。本審議会は新潟市の附属機関設置条例に基づきまして、市の附属機関として設置された審議会ということが記載されています。3枚目以降に審議会の規則と運営要綱がありますので、後をご覧くださいと思います。</p> <p>それでは、1枚目にお戻りいただきたいと思います。新潟市農業振興地域整備審議会の概要についてご説明いたします。</p> <p>1の所掌事務でございます。市長の諮問に応じまして本市の農業振興地域整備計画や農業農村及び農村に関する計画など農業関連の計画のことについて調査審議し、市長に建議することが主な所掌事務になっております。</p>

発言者	発言内容等
原 農業政策課長	<p>2の組織です。委員は30人以内で組織いたしまして、審議会の必要に応じて臨時委員を置くことができるとしております。</p> <p>3では委員の任期は2年ということになっております。欠員が生じた場合の補欠の委員の任期につきましては、前任者の残任期間ということになります。</p> <p>4では審議会の会長及び副会長を各1名を委員の互選という形で選出することになっております。</p> <p>5では審議会は所掌事務の軽易な事項につきましては、調査審議のために小委員会を置くことができるとしてあります。</p> <p>6ではその小委員会の所掌事務といたしまして1ヶ所当たり1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外を調査審議することとしてあります。審議会、小委員会の主な諮問事項につきましては、資料1の裏面に記載してあります。この中で「報告」という文言がございますが、これにつきましては軽易な案件につきましては事後報告とさせていただきますということになっております。</p> <p>7では必要に応じて部会を置くことができるとしてあります。さらに、部会の議決を持ちまして審議会の議決とすることができるとしておりますので、よろしくお願い致します。審議会の概要につきましては以上です。</p>
中島 農業政策課長補佐	<p>それではこれより議事に入りますが、会長が選任されるまでの間、議事の進行を行う仮議長を山我委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは山我委員お願いいたします。</p>
(仮議長) 山我委員	<p>ご指名によりまして、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます山我でございます。皆様方のご協力を切にお願い申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。会長、副会長の選出についてですが先ほど説明があったとおり、審議会には会長、副会長それぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定めることとしております。この件についていかがしたらよろしいでしょうか。</p> <p>事務局からは何か提案はありますか。</p>
原 農業政策課長	<p>前任期では新潟大学教授である青柳委員に会長を、中央農業委員会会長の大倉委員に副会長に務めていただきました。円滑に審議会を運営していただいておりますので、今任期では青柳委員に代わりまして新潟大学より平泉准教授にお務めいただいておりますが、会長を平泉委員、副会長につきましては引き続き大倉委員にお願いしたらいかがかということでご提案させていただきます。</p>

発言者	発言内容等
(仮議長) 山我委員	<p>ただいま、事務局から会長に平泉委員、副会長に大倉委員との提案がありました。本日、平泉委員は急な用ができたということで欠席となっておりますが、後日就任の依頼をいたします。皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしのことですので、皆様の拍手をもって決定とさせていただきます。</p> <p>(拍手)</p> <p>新しい会長、副会長が決定いたしましたので議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
中島 農業政策課長補佐	<p>それでは、大倉副会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
大倉副会長	<p>おはようございます。本日はどうもご苦勞様でございます。</p> <p>暑い日が続いておりますが、皆様体調はいかがでしょう。今日の新聞を読みますと新潟の米の作況指数が103と報じられています。農家として今後刈り入れが終わるまで台風の被害がないように終わればと思っております。</p> <p>本日は会長が欠席ということで私が議長を務めさせていただくこととなりました。中央農業委員会の大倉と申します。不慣れでございますが、皆様のご協力をいただきまして進行させていただきますようよろしくお願いいたします。では、座って議事を進めさせていただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員について、会長が指名することになっておりますが、本日、会長は欠席となっておりますので、本日は私が指名させていただきます。議事録署名員は小出委員、大坂委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>続きまして、次第(2)の報告です。「①新潟市農業振興地域整備審議会規則の改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
原 農業政策課長	<p>事務局の原でございます。報告事項の①でございます。</p> <p>農業振興地域整備審議会の規則の改正についてご説明いたします。</p> <p>お手元に、資料 2-1 農業振興地域整備審議会規則の全文と、資料 2-2 新旧対照表がお配りされています。改正箇所につきましては、全文では下線を引いてある部分が改正部分です。</p> <p>内容といたしましては、後ほどご説明いたします(仮称)新・新潟市農業構想に関連するものでございます。</p>

発言者	発言内容等
原 農業政策課長	<p>本市の食料、農業、農村の基本計画であります新潟市農業構想が今年度をもってその計画期間が終了いたします。そこで平成 27 年度を始期とする新しい計画の策定が必要となりました。策定にあたりましては、新潟市農業振興地域整備審議会において調査審議をすることとなっております。策定にあたって、より広範で多角的に意見を募ることが効果的であることから、本来の農業振興地域整備審議会を補完する形で関係行政機関職員や知識、経験を有する人を臨時委員として委嘱することといたしました。また、会議の開催回数も相当数となる見込みのあることから、機動性を高めるため審議会の中に作業部会を設け、審議会委員の中から部会委員を数名指名させていただきまして、臨時委員と合わせまして（仮称）新・新潟市農業構想策定部会を立ち上げて、そこで議論をしていただくことといたしました。今回の審議会規則の改正は、その審議会の臨時委員と部会を置くことができるように改正をしたものであります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
大倉副会長	<p>ただいまの説明に対してご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、事務局からの報告がありました通り、審議会に（仮称）新・新潟市農業構想策定部会が設置されることとなりました。</p> <p>規則において部会員及び部会長を指名することとしていますが、会長が欠席のため私が指名させていただきます。</p> <p>まず、この審議会から鈴木委員、小出委員、桜井委員、八子委員、南委員、大坂委員、以上 6 名の方より部会員を務めていただきたいと思います。さらに、臨時委員として亀田郷土地改良区総務課長の阿部由幸さん、新潟みらい農業協同組合営農経済課長の上原昭一さん、ジェイアール東日本企画新潟支店長の佐藤正樹さん、タカツカ農園代表の高塚俊郎さん、新潟県新潟地域振興局農林振興部長の中俣昭雄さん、新潟中央青果株式会社常務取締役の大場正芳さん、株式会社新花 代表取締役社長の玉木隆幸さん、以上 7 名の方より部会の臨時委員としてお務めいただきたいと思います。またこの部会の部会長につきましては、鈴木委員からお務めいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして「②（仮称）新潟市農業構想について」事務局の説明をお願いいたします。</p>
原 農業政策課長	<p>引き続きまして、農業政策課の原でございます。</p> <p>（仮称）新・新潟市農業構想についてご説明いたします。</p> <p>お手元に、現在の新潟市農業構想の概要版、資料 3-1 新潟市農業及び農村の振興に関する条例、資料 3-2（仮称）新・新潟市農業構想策定スケジュールがお配りさせていただいております。</p> <p>新潟市農業構想につきましてはお手元の概要版で確認いただきたいと思います。平成 18 年から計画期間を平成 26 年までとして確定をしたものです。</p>

発言者	発言内容等
原 農業政策課長	<p>概要版の5ページをご覧ください。平成18年に作りました農業構想における目標を記載させております。この目標に関しましては、毎年進行管理を行いまして、この農業振興地域審議会におきましてご報告をさせていただいております。</p> <p>続いて6ページから9ページにまでには、構想の実現方策として再掲を含めて92の政策を掲げております。その他、土地利用の展開ですとか各区の取り組み、本市の現状等から構成されています。</p> <p>この農業構想につきましては平成26年度をもってその計画期間が終了いたします。従いまして、平成27年度を始期とする新たな農業構想を策定する必要があります。</p> <p>お手元の資料3-1、新潟市農業及び農村の振興に関する条例をご覧ください。第3条の第1項に市の責務として施策の策定と実施が謳われております。また8条にこれを総合的かつ計画的に実施するために食料、農業及び農村の基本計画を策定しなければならないとなっております。新潟市農業構想はこの基本計画として位置付けられております。</p> <p>また、第9条にはこの基本計画策定、変更は農業振興地域整備審議会の意見を聴くということになっております。構想策定体制につきましては、さきほど農業振興地域整備審議会の規則改正の説明の中で申し上げましたとおり、部会を設けまして審議をいただくこととしています。</p> <p>なお、今回の策定にあたりましては、新潟市の現状調査や会議の策定支援を業務委託しておりまして、プロポーザル方式にて業者選定を行った結果、NTCコンサルタント株式会社が請け負うこととなっております。</p> <p>また、議事につきましては市の担当者によるワーキング会議や関係課長による庁内策定会議を経たうえで、農業構想策定部会にお諮りすることとなります。</p> <p>次に全体的なスケジュールにつきましては資料3-2(仮称)新・新潟市農業構想策定スケジュールでございますが、ここにあるとおり今年度末までに農業構想を策定をするという予定になっております。</p> <p>説明につきましては以上です。</p>
大倉副会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんでしょうか。</p> <p>ないようなので、続きまして③新潟市国家戦略特区について事務局のご説明をよろしく願いいたします。</p>
齋藤 農業特区・農村 都市交流課長	<p>改めまして農業特区・農村都市交流課の齋藤と申します。私の方から国家戦略特区について若干お話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>資料につきましてはカラー版に1枚に4ページずつのデータが入っている、新潟市国家戦略特区新潟ニューフードバレー構想の実現に向けてでございます。事前にお配りしておりますので、本日ににつきましては時間に限りがございますので内容を概略で説明させていただきます。</p>

発言者	発言内容等
齋藤 農業特区・農村 都市交流課長	<p>国家戦略特区は本年度の5月に指定されました。この国家戦略特区が農業振興地域整備計画について若干関連がでてきますので、本日説明の時間をいただいたものであります。それでは、概略について説明させていただきます。</p> <p>まず、新潟市が国家戦略特区の申請に至った経緯でございます。新潟市は農業算出額が非常に多いと、また食品企業の集積が行われている。また、食関連産業の研究機関、支援機関が集積されているというポテンシャルを活かして、実は平成23年から農業、食品産業、食関連県庁機関が共に連携しさらに発展を目指そうというニューフードバレー構想というものを進めてきていました。これについては6つの戦略ということで6次産業化・農商工連携の推進、食産業の集積、高度な技術研究・人材の集積、食品のリサイクル、ブランド力情報発信、フードデザインこういった6つの戦略を進めてきておりました。</p> <p>こういった取り組みの実績についてもデータの中には書いておりますが、本日は省略させていただきますが、この取り組みをさらに進めていこうということで、昨年夏に国の方から国家戦略特区の公募が行われる際に、このニューフードバレーを進めるためにいろんな事業をやろうとする時にいろいろな規制がありますので、この規制緩和について提案をしたところ本年の5月に国から正式に指定を受けられたものであります。</p> <p>国家戦略特区については、アベノミクスの第3の矢ということになります。中身については規制緩和を行う、或いは税制の緩和を行うことで民間の投資を呼び込み地域の経済が活性化するという目的で行われているものであります。また、国と地方が連携して国際競争力の高い拠点を形成するという目的で行われています。</p> <p>国からは区域方針案として新潟市に対して目標と課題が設定されております。具体的な目標でいいますと、革新的な農業を実践してほしい、或いは農業の生産性の向上をしてほしい、農産物・食品の高付加価値化をしてほしい、国際競争力強化のための拠点の形成をしてほしいこういった目標が新潟市に与えられております。</p> <p>また、国は新潟市を大規模農業の改革拠点と位置付けましたが、その中で課題もあげられております。必要な課題は農地の集積が進んでいないこと、企業の参入の拡大が進んでいないこと、6次産業化が必要なこと、付加価値の高い食品の開発が必要なこと、或いは農産物の輸出促進、こういった課題が国からあげられております。</p> <p>課題を解決するために新潟市についてはさきほどお話したとおり規制改革が中心になりますので、特区につきましてはいくつかの規制緩和がされております。例えば、農家レストランの設置要件の緩和、農業生産法人の設立に対する要件の緩和、農業委員会の行っている事業についての市町村長との事務分担のこと、農業への信用保証制度の適用、或いは市独自の食品機能性表示制度の創設、農業ベンチャーへの創業支援などこういった規制緩和を現在受けております。</p>

発言者	発言内容等
齋藤 農業特区・農村 都市交流課長	<p>また国については、規制緩和については第1段であると、今後特区を推進する上で有効となる追加の規制緩和についてもさらに可能としますよということで必要な規制緩和については新潟市からは提案してくれといわれています。</p> <p>具体的な特区のこれからの流れになってきますが、今ほど言いました規制緩和については、誰でも使えるというわけではありません。国家戦略特区の区域方針というものを新潟市と内閣府と一緒に作成していくこととなりますが、その中に誰が何を、例えば農家レストランについては誰がどこでどういうことをする、農業生産法人についてはどなたがどこでやるということを計画を作成し、この計画を内閣総理大臣の方に申請し認定された場合について実際に規制緩和が使えるということになります。</p> <p>これから、規制緩和を使う人の公募が始まります。公募に応じた人の計画を記載し新潟市国家戦略特区区域計画というものを作成し、区域会議というもので議論します。区域会議については進藤総務大臣と新潟市長と農業者を代表して新潟市の場合は西蒲区の藤田ファームさんと新潟経済同友会の池田弘さんの4人の中心とする会議の中で新潟市の国家戦略特区区域計画について内容を審査しその後内閣総理大臣をトップとする国家戦略特区諮問会議というものがありますが、こちらに計画を申請し総理大臣の認定を受けるという形になります。</p> <p>新聞報道等でご承知と思いますが、新潟市においては先月7月18日に第1回目となる国家戦略特区特別区域会議に進藤総務大臣が来られ、開催され、新潟市国家戦略特区の区域計画の素案について議論されました。新聞報道にもでておりますが、ローソンさんや藤田ファームさんが国家戦略特区の規制緩和を使って事業をやるということが報道されており、この素案に掲載がされております。</p> <p>また、今回国家戦略特区の第1回目の区域会議が終わったことで新潟市がどの規制緩和を使うか、さきほどお話したとおり農家レストランや農業生産法人の規制緩和を使うことが、明示されましたので今後こういった生産法人を立ち上げたい方、農家レストランをやりたい方の正式な公募が8月中旬以降に行われるかと思えます。公募については、今回8月が1回目になりますがこれについては、年に数回、事業の準備が整った方の公募を受け付けて計画に反映させていくこととなります。今後、第2回目の区域会議が行われた後に、内閣総理大臣の諮問会議が行われますので、新潟市の計画が認定されると、新潟市国家戦略特区がはじめて動き出すと、規制緩和を使った事業が始まるという流れになってきます。</p> <p>国家戦略特区の概要について説明は終わらせていただきます。</p>
原 農業政策課長	<p>補足で私の方から説明させていただきます。</p> <p>ただいま、新潟市国家戦略特区についてご説明いたしましたが、本審議会の所掌事務であります農業振興地域整備計画に関する部分がございますので、補足で説明させていただきます。</p>

発言者	発言内容等
原 農業政策課長	<p>通常、農用地において開発を行う場合は農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外という手続きが必要になります。その際には、開発規模に応じまして本審議会におきまして審議するということになっております。</p> <p>この度の国家戦略特区における農家レストランにつきましては農用地区域内に設置できることとなりました。農業区域内の農業用施設用地の中に農家レストランを認めますよということになっております。例えば農作業場ですとか、ライスセンターなど、農業に関する施設ということで農家レストランを認めるとなっております。軽微な変更となると、本審議会の審議案件あるいは報告案件ということになりません。</p> <p>なお、参考になりますが、開発を行いますので都市計画法にある、開発許可も必要となります。農振法で開発が認められましても、都市計画法で認められなければ、事実上、農家レストランの建設はできないこととなりますので、都市計画の観点からも認められるように基準などの整理をしているところですので、付け加えて説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
大倉副会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、いろいろご説明いただきましたが、何かご質問はありませんでしょうか。前のことでもいいので、もしご質問があればお受けしたいと思えます。</p> <p>ないようですので、これで議題の4議事については以上になります。</p> <p>続きまして5のその他について事務局の方からお願いいたします。</p>
中島 農業政策課長補佐	<p>委員の皆様におかれましてはたいへんお疲れ様でした。審議会については以上で終了となります。休憩を挟みまして午前10時30分より新・新潟市農業構想策定部会を開催いたします。</p> <p>先ほど部会員として指名をさせていただきました鈴木委員、小出委員、桜井委員、八子委員、南委員、大坂委員、以上の方々については引き続きご参加いただきますようお願いいたします。なお、この審議会終了いたしますと次の会議のために一旦会場設営をしなおさせていただきますので、一旦皆様ロビーの方に出てくださいたいと思えます。以上でございます。</p>
大倉副会長	<p>部会員の皆様におかれましてはお疲れでしょうが引き続き次の会議の方に出席をお願いいたします。</p> <p>それでは以上で本日の審議会を終了いたします。皆様ご協力ありがとうございました。</p>

	<p>議事録署名委員</p>
--	----------------

小出 隆家

大坂 昌子